

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 令和3年9月3日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利
- 2番 藤田尚美
- 3番 秋山泉
- 4番 長田麻美
- 5番 山本伸子
- 7番 伊藤裕一
- 8番 石原幸雄
- 9番 柳井哲也
- 10番 甲斐徳之助
- 11番 池辺己実夫
- 12番 加川裕美
- 13番 北島登
- 14番 杉森弘之
- 15番 須藤京子
- 16番 黒木のぶ子
- 17番 守屋常雄
- 18番 諸橋太一郎
- 19番 市川圭一
- 21番 遠藤憲子
- 22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
農業委員会事務局長	結 速 武 史
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都 市 計 画 課 長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学 校 教 育 課 長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和3年第3回牛久市議会定例会会期日程

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	9月3日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (43号～52号、認定1号) ○提案者説明 ○決算特別委員会設置の件 ○議案上程 (53号、諮問24号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○議案上程 (54号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○意見書案上程 (7号～10号) ○提案者説明 ○意見書案上程 (第11号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○決議案上程 (5号) ○休会の件 ○散 会

第2日	9月4日	土	休 会	
第3日	9月5日	日	休 会	
第4日	9月6日	月	休 会	○議案調査
第5日	9月7日	火	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○延 会
第6日	9月8日	水	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○延 会
第7日	9月9日	木	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○延 会
第8日	9月10日	金	午前10時	○開 議 ○一般質問 ○議案上程 (43号～52号、認定1号) ○意見書案上程 (7号～10号) ○決議案上程 (5号) ○質 疑 ○委員会付託 ○休会の件 ○散 会
第9日	9月11日	土	休 会	
第10日	9月12日	日	休 会	
第11日	9月13日	月	休 会	○決算特別委員会
第12日	9月14日	火	休 会	○決算特別委員会

第13日	9月15日	水	休 会	○決算特別委員会
第14日	9月16日	木	休 会	○総務企画常任委員会 ○教育文化常任委員会
第15日	9月17日	金	休 会	○保健福祉常任委員会 ○環境建設常任委員会
第16日	9月18日	土	休 会	
第17日	9月19日	日	休 会	
第18日	9月20日	月	休 会	
第19日	9月21日	火	休 会	○予算常任委員会
第20日	9月22日	水	休 会	○議 事 整 理
第21日	9月23日	木	休 会	
第22日	9月24日	金	午前10時	○開 議 ○議案上程 (43号～53号、認定1号) ○意見書案上程 (7号～10号) ○決議案上程 (5号) ○各委員長報告 ○委員長に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○閉会中の事務調査の件 ○閉 会

令和3年第3回牛久市議会定例会

議事日程第1号

令和2年9月3日（金）午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第47号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8. 議案第48号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第49号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10. 議案第50号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11. 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第12. 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 日程第13. 認定第 1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14. 決算特別委員会の設置について
- 日程第15. 議案第53号 牛久市教育委員会委員の任命について
- 日程第16. 諮問第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17. 議案第54号 控訴の提起について
- 日程第18. 意見書案第 7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第19. 意見書案第 8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について
- 日程第20. 意見書案第 9号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について
- 日程第21. 意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について

日程第 2 2. 意見書案第 1 1 号 新型コロナウイルス感染者専用病棟の早急な整備等を求める意見書の提出について

日程第 2 3. 決議案第 5 号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

日程第 2 4. 休会の件

午前10時00分開会

○杉森弘之 議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第3回牛久市議会定例会を開会いたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染対策として、今期定例会の日程における議席を指定いたします。議席はただいま御着席のとおり指定いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○杉森弘之 議長 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番鈴木勝利議員、2番藤田尚美議員をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第43号ないし議案第54号の12件、諮問第24号の1件、認定第1号の1件、意見書案第7号ないし意見書案第11号の5件、決議案第5号の1件、陳情第5号の1件、要望第1号及び要望第2号の2件であります。

なお、陳情第5号の1件、要望第1号及び要望第2号の2件につきましては、内容を十分検討の上、考慮されますようお願いいたします。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をした報告第9号の1件について、同条第2項の規定により報告がありましたので、サイドブックスへの登載をもって報告済みといたします。

次に、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告第10号令和2年度健全化判断比率等の報告について報告がありましたので、サイドブックスへの登載をもって報告といたします。

次に、市長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告第11号令和2年度牛久市一般会計継続費精算報告書について報告がありましたので、サイドブックスへの登載を

もって報告済みといたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、サイドブックスへ登載した名簿のとおりであります。

次に、産業建設常任委員会委員長から、閉会中の事務調査の報告がございましたので、これをサイドブックスに登載しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より9月24日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日より9月24日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第43号ないし日程第12、議案第52号の10件及び日程第13、認定第1号の1件を一括議題といたします。



議案第43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第46号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第47号 令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第48号 令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第51号 工事請負契約の締結について

議案第52号 工事請負契約の締結について

認定第1号 令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 本日、令和3年第3回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、全協に続き出席を賜り、感謝申し上げます。

議案の説明に入る前に、一言申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスにつきましては、今月12日までを期限とした茨城県を含む21都道府県に対する国の緊急事態宣言とともに、茨城県独自の非常事態宣言が県内全域に発令されており、徹底した感染拡大防止の取組が求められております。

牛久市における感染状況につきましても、これまでに600例の感染者が判明しており、8月の1か月間だけで240例、市内における全体の感染者数の40%を超え、対前月比で3.4倍と感染状況が急激に悪化し、年代別に見ましても50代以下の方で9割を占め、若い世代の感染が急増しております。

このような感染の急拡大、そして深刻な状況である医療体制に御理解いただき、私達もいつ感染してもおかしくない状況であるという危機感を共有し、最大限の御協力をお願いしたいと思います。

牛久市におけるワクチン接種の状況につきましては、先月17日から希望する接種対象者全ての方が予約できるようになりました。そのうち1回目の接種が済んだ方は、9月1日現在でございますが67.8%、2回目の接種まで済んだ方は53.5%となります。

接種を希望する12歳から18歳までの中・高校生につきましては、夏休み期間中の8月2日から優先接種を開始し、対象者の57%が2回目までの接種を済ませているところでございます。

なお、市内の公立小・中・義務教育学校や幼稚園・保育園、児童クラブの教職員など学校関係者につきましては7月中に優先接種を済ませており、現在市内の4つの高校と専門学校の教職員につきましても、緊急事態宣言解除後の感染拡大防止と授業再開に向け、早急に接種を進めているところでございます。

また、妊婦への接種につきましては、8月31日現在、対象となる237名全ての方に個別に電話連絡を行い、接種を希望された妊婦とその御家族に対して早期の予約とともに、接種を現在進めております。

今後も医師会や関係機関と連携し、ワクチンの供給状況を注視しながら、市内協力医療機関での接種や県立医療大学での大規模接種により、10月中旬には希望する全ての方の接種の完了を目指し、円滑かつ迅速に進めたいと思っております。

不自由な日常生活が長期化し、疲労感やストレスを感じる毎日でございますが、引き続き基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

それでは、本定例会に提出しました議案について御説明いたします。

本定例会に提出しました議案は、条例の改正、補正予算、工事請負契約の締結、人事案件、決算の認定など、全部で13件でございます。

それでは、人事案件を除く議案につきまして御説明申し上げます。

議案第43号及び議案第44号は、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例及び牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、文言及び引用条項の整理を行うものでございます。

議案第45号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてでありまして、本件は、地方税法等の改正に伴い、個人の市民税に関して、医療費控除におけるセルフメディケーション税制の適用期間の延長等に対応するため所要の改正及び文言の整理を行うものであります。

議案第46号は、牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

議案第47号は、令和3年度牛久市一般会計補正予算（第4号）でありまして、既定の予算額に11億6,246万円を追加し、予算の総額を293億8,008万7,000円とするもので、歳入歳出予算、繰越明許費、及び債務負担行為について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして、国庫支出金は、令和2年度において、国が繰越措置をした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上、及び独り親世帯以外に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金等の増額等を行うものでございます。県支出金につきましては、移住見込み世帯の増加に伴い、わくわく茨城移住生活補助金等の増額であります。

寄附金につきましては、ふるさと牛久応援寄附の見込みに伴う増額であり、繰入金は、国民健康保険事業特別会計繰入金等の増額計上、及び本補正予算を調製した結果、財政調整基金繰入金の繰戻し等を行うものであり、繰越金は、令和2年度決算の確定に伴い、実質収支約13億9,669万4,000円のうち、当初予算措置を行った2億円を除いた11億9,669万4,000円の増額を行うものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、市民満足度調査の総合ランキングにおきまして「交

通事故の発生を防ぐ施設整備の推進」が上位であること、また千葉県八街市で発生した通学中の事故を受け、通学路の安全確保のための市道改良舗装費等を増額するものでございます。

総務費の総務管理費は、ふるさと牛久応援寄附の増額見込みに伴う返礼品等の増額等であり、民生費の児童福祉費は、国庫補助金の決定に基づき、独り親世帯以外への生活支援特別給付費等の増額、及び新たに認可外保育園への新型コロナウイルス感染症対策費が国庫補助の対象となったことから、新型コロナウイルス感染症対策補助金を増額するものでございます。

衛生費の保健衛生費は、産後ケアについて、本年度から対象が4か月から1歳未満に拡充されたことに伴い、利用回数が増加傾向にあることから、産後ケア委託費を増額するものでございます。

商工費は、企業誘致奨励金の確定に伴い、減額するものであります。

土木費の都市計画費は、下水道事業会計への負担金及び補助金の増額であり、消防費は、会計年度任用職員の報酬等の増額でございます。

教育費の小学校費及び中学校費は、令和4年度以降に国庫補助金を活用して実施する予定の小中学校の空調更新工事に係る実施設計費の計上、及び繰越明許費で措置済みの小中学校空調工事不足額等の計上であります。

また、今回の補正予算では、基金の積立金を計上しております。総務費の総務管理費は、地方財政法第7条第1項に基づき、前年度実質収支の2分の1相当額を減債基金及び公共施設等総合管理基金に積み立て、補正予算調製後の余剰分を財政調整基金及び公共施設等総合管理基金に積み立てるものでございます。

第2表の繰越明許費につきましては、第2回市議会定例会において議決をいただきました駅周辺環境を適正に管理する事業について、年度内に完了できない見込みであることから、予算を翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第3表の債務負担行為補正につきましては、電算OCR帳票印刷ブックニング等業務において、契約期間が来年度以降にわたることから新たに設定するものでございます。

議案第48号は、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に3億3,127万1,000円を追加し、予算の総額を78億3,542万9,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、令和2年度決算に伴う一般会計繰出金及び国民健康保険支払準備基金積立金の増額であり、その財源として、国民健康保険支払準備基金繰入金及び前年度繰越金を増額するものでございます。

議案第49号は、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、既定の予算額に5億5,917万4,000円を追加し、予算の総額を65億1,085万4,

000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳出につきましては、令和2年度決算に伴う基金積立金、国県返還金及び一般会計繰出金を計上するものでありまして、その財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金及び一般会計繰入金を増額するものでございます。

議案第50号は、令和3年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出について補正するものでございます。

下水道事業収益において、一般会計からの補助金88万円を増額し、補正後の額を15億7,929万5,000円とするものでございます。下水道事業費用においては、公営企業会計追加支援業務委託費88万円を増額し、補正後の額を15億4,926万9,000円とするものです。

資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入において、一般会計からの負担金30万3,000円を増額し、補正後の額を9億4,133万6,000円とするものであり、資本的支出においては、パソコンの入替えに伴うソフト購入費30万3,000円を増額し、補正後の額を13億648万6,000円とするものでございます。

議案第51号は、工事請負契約の締結でございまして、本件は、防災情報伝達システムの更新を行うため、プロポーザル方式により業者を選定し、日本電気株式会社茨城支店と5億1,590万円で工事請負契約を締結するものでございます。

議案第52号は、工事請負契約の締結でございまして、本件は、中央生涯学習センター改修工事（第1期）について工事請負契約を締結するもので、内容につきましては、中央生涯学習センターの外壁改修工事、屋上防水工事を行うもので、去る7月21日に一般競争入札を執行し、常磐・塚原特定建設工事共同企業体が3億6,960万円で落札したものでございます。

認定第1号は、令和2年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてであります。

各決算は、議決されました予算を地方自治法の本旨に基づき執行したもので、関係書類は全て監査委員の審査に付してありますので、審査意見書を添付して議会の承認を求めるとしております。決算の内容につきましては、決算書及び決算認定附属資料により御理解を賜りたいと思っております。

以上が、条例の改正、補正予算、工事請負契約の締結及び決算の認定の概要でございまして、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第14、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

決算特別委員会の設置について

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。今期定例会に上程されております認定第1号について、委員会条例第6条の規定により、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において2番藤田尚美議員、5番山本伸子議員、8番石原幸雄議員、9番柳井哲也議員、11番池辺己実夫議員、12番加川裕美議員、13番北島 登議員、16番黒木のぶ子議員、17番守屋常雄議員、以上9名の議員を指名し、選任いたします。

なお、決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において決算特別委員会を本日本会議終了後直ちに招集しますので、委員は議員会議室に御参集ください。

決算特別委員会委員

委員	藤田尚美	委員	加川裕美
委員	山本伸子	委員	北島 登
委員	石原幸雄	委員	黒木のぶ子
委員	柳井哲也	委員	守屋常雄
委員	池辺己実夫		

次に、日程第15、議案第53号の1件及び日程第16、諮問第24号の1を一括議題といたします。



議案第53号 牛久市教育委員会委員の任命について

諮問第24号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 議案第53号は、牛久市教育委員会委員の任命についてでございます。

本件は、現教育委員会委員であります芦田亜里香氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、新たに刈谷町在住の八木橋晴美氏を任命しようとするものでございます。

八木橋氏は、識見、人格ともに優れた方であり、牛久市の教育行政を担う適任者であると確信し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、今回の任命による八木橋氏の任期は、令和7年9月30日までとなります。

諮問第24号は、人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求めることについてでございます。

本件は、現人権擁護委員であります仲澤芳典氏が、本年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き推薦しようとするものでございます。

仲澤氏は、識見、人格ともに優れ、また、広く社会の実情に通じ、これまでの熱心な活動から、人権擁護委員として適任者であると確信し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。

質疑・発言は自己の意見を述べるべきでないことは言うまでもなく、内容を的確に捉え、議題に関して明瞭・簡潔にその範囲を超えないようお願いいたします。

また、答弁に際しては、的確かつ簡素、明瞭にされるようお願いいたします。

これより、議案第53号の1件及び諮問第24号の1件について、順次質疑を許します。

初めに、議案第53号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、諮問第24号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で諮問第24号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号の1件及び諮問第24号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号の1件及び諮問第24号の1件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第53号の1件及び諮問第24号の1件について、順次採決いたします。

初めに、議案第53号、牛久市教育委員会委員の任命について、本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第24号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、本案はこれに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、本案はこれを可とすることに決しました。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時42分休憩

午前10時45分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

次に、日程第17、議案第54号を議題とします。

議案第54号 控訴の提起について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治 市長 議案第54号は、控訴の提起についてでございます。本件は、平成30年(ワ)第72号委託料請求事件に係る水戸地方裁判所龍ヶ崎支部の第一審判決について、業務委託契約における債務不履行を認めなかったことに対する裁判所の判断に不服があるため、

東京高等裁判所に控訴の提起を希望するものでございます。

詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議賜り、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第54号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第54号について、採決いたします。

議案第54号、控訴の提起について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり決することに決しました。

次に、日程第18、意見書案第7号を議題といたします。



意見書案第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。16番黒木のぶ子議員。

〔16番黒木のぶ子議員登壇〕

○16番 黒木のぶ子 議員 意見書案第7号につきまして、朗読をもちまして提案させていただきます。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第19、意見書案第8号を議題とします。

意見書案第8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 意見書案第8号、福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書（案）。

意見書案の内容を朗読することによって、提案理由に代えさせていただきます。

政府は本年4月、2年後をめどに福島第一原発による汚染水（「処理水」）を40年間かけて海洋放出する方針を決めた。

昨年2月、政府の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」は、報告書で汚染水の処分について、「政府には、本報告書での提言に加えて、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、責任と決意をもって方針を決定することを期待する。その際には、透明性のあるプロセスで決定を行うべきである」としていた。汚染源の東電は「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」と確約していた。しかし、今回の閣議決定は、この間の約束を反故にし、手続き的に全く不透明で一方向的なものである。

同時に、政府の説明には多くの事実誤認・事実隠蔽が含まれている。

第1に、「処理水」という名称で、あたかも多核種除去設備（ALPS）で処理して、放射性物質が除去されているかのように見せかけているが、実際には除去されていない放射性物質が多いことである。与党の「処理水等政策勉強会」の役員でさえ、「東京電力が2020年12月24日に公表した資料によると、処理水を2次処理してもトリチウム以外に12の核種を除去できないことがわかっています。2次処理後も残る核種には、半減期が長いものも多く、ヨウ素129は約1570万年、セシウム135は約230万年、炭素14は約5700年で」と述べている。

さらに「通常原発でも海に流している」という報道も、誤解を招くという。「ALPS処理水と、通常原発排水は、まったく違うものです。ALPSでも処理できない核種のうち、11核種は通常原発排水には含まれない核種です。通常原発は、燃料棒は被膜に覆われ、冷却水が直接、燃料棒に触れることはありません。でも、福島第1原発は、むき出しの燃料棒に直接接触した水が発生している。処理水に含まれるのは、“事故由来の核種”です」。

また、希釈をすればよいというものではなく、放出される放射性物質の総量は変わらず、NGOの役員は「これらを含んだ汚染水が海に放出されれば、放射性物質は海水に紛れてそれぞれ世界中に拡散し、（食物連鎖の）生態系の中で生態濃縮が起こる」と警鐘を鳴らしている。

トリチウムの生体への影響として、政府の有識者会議は、マウスやラットで発がん性や催奇形性が確認されたデータの存在を認めながら、ヒトに対する疫学的データが存在しないことを理由に、トリチウムが人体に影響を及ぼすことを裏付けるエビデンスはないとの立場をとり、海洋投棄を正当化している。リスク管理の基本が間違っていると云わざるを得ない。

第2に、貯蔵タンクの敷地がないわけではない。福島第一原発の敷地内の7・8号機建設予定地、土捨て場など敷地は十分に確保できる。貯蔵タンクの更新も含め、技術者や研究者も参加する「原子力市民委員会」が提案する「大型タンク貯留案」等を政府は真剣に検討すべきである。ドーム型屋根、水封バント付きの大型タンクを建設する案で、石油備蓄などに使われており、多くの実績をもつ。海洋放出をしなくても、大型タンク建設と放射性汚染水の発生抑制によって、十分に陸上での保管は可能である。

第3に、現在の福島第一原発の原子炉建屋では1号機から3号機の溶け落ちた核燃料を冷やすための注水が続いていることに加え、建屋への雨水や地下水の流入が続き、1日140トンのペースで放射性物質を含む汚染水が発生している。凍土遮水壁方式の無残な結果である。345億円も費用を投じ建設され、毎年億単位の維持費がかかる凍土壁だが、原子力規制委員会の更田豊志委員長は「地下水対策の主役はサブドレンの汲み上げ」と断言している。汚染水の貯蔵量は2020年12月現在で137万 m^3 だが、1日140トンは年間約5万トン=5万 m^3 に相当し、40年間では200万 m^3 に相当し現在量を大きく上回る。「凍土壁をやめて鋼板やコンクリート壁などを埋め込むべきだ」との専門家の意見を尊重し、汚染水発生を効果的に抑制すべきである。

危険で必要のない汚染水海洋放出に対して、福島県内全59市町村の首長の約7割が否定的な姿勢を示している。福島県漁業協同組合連合会のみならず、福島県森林組合連合会、福島県農業協同組合中央会も反対し、茨城沿海地区漁業協同組合連合会、宮城県漁連も海洋放出に反対の意見を表明している。さらに福島県内だけでなく岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京の6都県の漁協を対象に行ったアンケートにおいても、海洋放出に関してはほぼすべての漁協が反対。全国漁業協同組合連合会（全漁連）は4月13日、福島原発汚染水の海洋放出について「到底容認できるものではない」と抗議声明を発表した。

そこで、牛久市議会は、国・県等が、以下の施策を早急に講じられるよう強く要望する。

記

1. 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の扱いについては、地元自治体や農林水産産業者を始めとした幅広い関係者の意見を丁寧に聴き、尊重すること。
2. 汚染水（「処理水」）の海洋放出を取りやめること。
3. 福島第一原発の敷地内の7・8号機建設予定地等を利用して大型貯蔵タンクを建設し、

汚染水（「処理水」）を厳重に陸上保管すること。

4. 汚染水の増大を防ぐために、凍土遮水壁方式から、鋼板やコンクリート壁などを埋め込み遮水する方式に転換すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の説明は終わりました。

次に、日程第20、意見書案第9号を議題といたします。



意見書案第9号 出産育児一時金の増額を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。2番藤田尚美議員。

〔2番藤田尚美議員登壇〕

○2番 藤田尚美 議員 意見書案第9号、朗読をもって提案の説明をいたします。

出産育児一時金の増額を求める意見書(案)。

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっています。

一方、令和元年の出生数は85万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者説明は終わりました。

次に、日程第21、意見書案第10号を議題とします。



意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について

て

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。1 番鈴木勝利議員。

〔1 番鈴木勝利議員登壇〕

○1 番 鈴木勝利 議員 朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書(案)。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別氏(姓)制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定しています。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じています。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取り組みを進めていますが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されています。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなりません。

また、少子高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚が増え、改姓を望まないと考える人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっています。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告しています。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度のあり方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところですが、依然として国会での議論は進んでいない状況です。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第22、意見書案第11号を議題とします。

○

意見書案第11号 新型コロナウイルス感染者専用病棟の早急な整備等を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉議員。

〔3番秋山 泉議員登壇〕

○3番 秋山 泉 議員 意見書案第11号、朗読をもって提案理由とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染者専用病棟の早急な整備等を求める意見書(案)。

周知のように、新型コロナウイルスの全国的な感染の拡大が続き、現在では第5波を迎えている。

このような現状に対し、政府は病床の逼迫状況を回避する一環として、「軽症及び中等症の感染者については入院ではなく、自宅で療養してもらいたい」との方針を8月当初に発表した。

しかし、今月になってから自宅療養中の感染者の死亡が多く見受けられるだけでなく、感染者を中心に「自宅療養については、非常に不安である」、「家族等への感染を通じて感染の拡大が助長される」との懸念や指摘が相次いでおり、それ等を踏まえると感染者の収容先の確保が喫緊の課題と判断する。

一方、新型コロナウイルス感染者をケアする医師及び看護師の全国的な不足が指摘されているが、これに加えて年代別のワクチン接種率の比較において、特に50歳代以下の接種率が低いことから、その向上が不可欠と考える。

そこで、今後の感染拡大防止等の観点から、下記の項目についての早急な実施を強く求める次第である。

記

- 1 新型コロナウイルス感染者専用病棟の都道府県単位での整備等。
- 2 新型コロナウイルス感染者を十分にケアするための医師及び看護師の充実化。
- 3 50歳代以下に対するワクチン接種の迅速化に向けての接種体制の再構築。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の説明は終わりました。

これより、意見書案第11号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第11号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、会議規則

第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第11号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、討論を終結いたします。

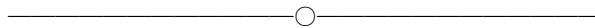
これより意見書案第11号について、採決いたします。

意見書案第11号、新型コロナウイルス感染者専用病棟の早急な整備等を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、意見書案第11号は可決されました。

次に、日程第23、決議案第5号を議題といたします。



決議案第5号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。7番伊藤裕一議員。

〔7番伊藤裕一議員登壇〕

○7番 伊藤裕一 議員 決議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

会計年度任用職員の適正な任用のために、

フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議(案)

会計年度任用職員制度がスタートして1年以上が経過する。牛久市では2019年時点で会計年度任用職員として相当される非常勤職員が約580名に対し、常勤職員は355名に過ぎず、圧倒的多数が非常勤すなわち会計年度任用職員に依拠している。常勤換算でも非常勤と常勤は48%対52%と約半分を占めている。この会計年度任用職員のモチベーション=やる気をどのように発揚できるかが、今後の市政・公共サービスの向上に直結すると言っても過言ではない。

しかし、現状では2つの大きな壁がモチベーションの発揚を妨げている。1つはフルタイムになれないこと、2つは常勤になれないことである。いつまでたっても変わらない労働条件のまま働き続けざるを得ない現状では、モチベーションが上がるものではない。

第1のフルタイムの問題では、牛久市の場合、会計年度任用職員のすべてがパート労働者という異常な状態にある。しかも、総数580名中255名すなわち約半数が、週の勤務時間が37時間30分、つまり常勤職員より1日わずか15分短くされ、パートタイムとされている。つまり、255名はフルタイムの有資格者とも言うべき状態の人々であるが、フルタイムになれず、退職金の支給対象外とされ、保険・年金等でも大きな格差を受けている。

総務省は2018年10月に発した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」の中で、「（フルタイムでの）任用は、柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するため、職務の内容等に応じて、積極的な活用を検討することが求められます。」と明記している。

2021年3月の牛久市議会定例会での一般質問で、総務部長は「フルタイムの任用については、制度的には任用が可能ですので、業務上必要であれば任用を行います。」と答弁しているが、総務省マニュアルの趣旨にそって早期の対応が求められる。

第2の常勤化の問題では、会計年度任用職員にとって、常勤職員になることへの挑戦は、大きな目標の一つとなっているにもかかわらず、牛久市の場合、常勤職員採用における年齢制限がこの道をふさいでいる。

牛久市職員の年齢構成が、長期の職員不採用によって異常な逆ピラミッドになっているため、若い人を多く登用したいということは理解できるが、募集目標の未達成という量的不足と、大量の定年退職者を迎えての実務経験者の不足という現状がある。そのため、若い人を多く集めると共に、実務能力・実務経験のある者の確保が求められており、年齢制限は実情に適していない。

先の総務部長答弁の中でも、「2015年度つまり6年前実施の採用試験までは年齢制限を設けていませんでしたので、それまでは大学卒業ないし通算3年以上の公務員経験のいずれかの要件を満たしていれば採用試験を受験することは可能となっていました」と述べている。

そこで、牛久市議会は牛久市に対し、以下の施策を早急を実現するよう、強く求めるものである。

記

1. 会計年度任用職員のフルタイムへの任用希望についての意向確認を行い、適正な希望者をフルタイム化すること。
2. 常勤職員採用における年齢制限を撤廃すること。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で提案者の説明は終わりました。

次に、日程第24、休会の件を議題といたします。



休会の件

○杉森弘之 議長 明日4日ないし6日は、土日及び議案調査のため休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、明日4日ないし6日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時18分散会